

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和4年度 寄居町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱用量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	11	7,500	13	7,500	0	0
1	31	アンチモン及びその化合物	1	11	6,000	15	6,000	0	0
1	53	エチルベンゼン	2	4	10,300	11	8,000	0	2,300
1	80	キシレン	4	1	168,000	3	36,800	0	131,200
1	83	クメン	1	11	930	24	930	0	0
1	207	2,6-ジ-ターシャリ-ブチル-4-クレゾール	1	11	580	27	580	0	0
1	239	有機スズ化合物	1	11	1,600	22	1,600	0	0
1	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,1(3,7)]デカン(別名 ヘキサメチレンテトラミン)	1	11	5,000	16	5,000	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	1	127,600	6	35,000	0	92,600
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	4	8,300	12	5,500	0	2,800
1	300	トルエン	2	4	376,000	2	56,000	0	320,000
1	302	ナフタレン	1	11	520	29	520	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	11	1,000	23	1,000	0	0
1	349	フェノール	1	11	1,800	21	1,800	0	0
1	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	1	11	2,000	19	2,000	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	4	124,000	7	14,000	0	110,000
1	400	ベンゼン	2	4	23,800	10	2,800	0	21,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	11	810	25	810	0	0
1	412	マンガン及びその化合物	1	11	2,100	18	2,100	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	11	2,500	17	2,500	0	0
3	1	アルミニウム(粉状のものに限る)	1	11	640	26	640	0	0
3	2	アンモニア(アンモニア水を含む)	3	3	157,200	4	17,200	140,000	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	11	600,000	1	600,000	0	0
3	14	ジエタノールアミン	1	11	570	28	570	0	0
3	17	ジメチルアミノエタノール	1	11	2,000	19	2,000	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	11	29,000	9	29,000	0	0
3	35	メタノール	2	4	143,100	5	143,100	0	0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	11	6,400	14	6,400	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	4	102,000	8	102,000	0	0
		合計	—	—	1,911,250	—	1,091,350	140,000	679,900

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。  
報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。